

京都市告示第 1 1 1 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 3 年 5 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	大枝水0118号	西京区大枝沓掛町 2 番地の 1 地先 同町 2 番地の 19 地先	
2	深草水0030号	伏見区深草開土町 43 番地の 3 地先 同上	
3	深草水0081号	伏見区深草開土町 44 番地地先 同町 36 番地の 6 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)